

目次

1. 愛される理由	P 1
2. 監査法人の虚偽証明	P 4
3. 据付調整費の資産性	P 5
4. あずさ監査法人の難癖	P 6
5. 虚偽証明の犯意	P 9

1. 愛される理由

粉飾決算もこれだけ頻繁に横行すると、もはや多少のことでは驚くこともなくなったが、フタバ産業の1千億円を超える粉飾決算には度肝を抜かれた。1千億円を超える粉飾決算といえば、平成17年に事件化したカネボウ粉飾決算以来の超弩級の粉飾規模であり、しかもその巨額粉飾が、昭和10年創業の名門自動車部品メーカーで起きたというのである。新聞各紙はこの歴史的粉飾事件をベタ記事扱いで報じ、たいしたニュースとしていない。変だと思っていたところ、本年6月23日に、証券取引等監視委員会が課徴金納付命令の勧告を行ったとの新聞報道があり、驚き呆れて仰け反った。1千億円を超える巨額粉飾に対して、1816万9998円の課徴金で事が済むというのである。

平成18年の日本経済を震撼させたライブドアの粉飾決算は、ファンドを使った自社株売却益に係る37億円の粉飾と、グループ会社間の架空売上による16億円の粉飾により構成され、その粉飾総額は53億円である。しかも、ここでの自社株売却益37億円は粉飾でもない実現利益である。粉飾とは言っても、ライブドアは何も架空利益を計上したわけではなく、財務諸表内における企業会計原則上の計上場所(収益として損益計算書に計上するか、あるいは、資本剰余金として貸借対照表に計上するか)を間違えたに過ぎない。

このように量的にも質的にも重要性の乏しい粉飾決算で、5名の経営者がいきなり逮捕されて、ライブドアの粉飾決算は刑事事件化した。このうち3名は執行猶予付有罪判決が確定し、1名は実刑収監中で、最後に残されたホリエモンが、現在、最高裁に上告中である。本件に関しては、2名の公認会計士が有罪判決の後、公認会計士資格を失っている。

1千億円を超える粉飾で課徴金というのであれば、53億円の粉飾がなぜ実刑になるのか?近時の粉飾決算事件における経済司法の量刑判断は混乱が甚だしく、不統一であると共に恣意的でもある。IHIやフタバ産業のように伝統的製造業の粉飾にはやたら甘く、

IT系新興企業の粉飾にはさしたる根拠なく不自然に厳しすぎる。それにしてもフタバ産業の粉飾規模は跳び抜けていることから、フタバ産業の巨額粉飾がなぜこれだけ捜査当局に好意的に扱われるのか、本件関係者が決して人には言えないその秘密を解析する。

フタバ産業は、昭和10年創業の名門自動車部品メーカーで、トヨタ向けの部品供給が7割という自動車マフラーの国内最大手企業である。この会社が有価証券報告書で開示した平成16年3月期から平成20年3月期までの5事業年度の粉飾決算による主要連結経営指標は次の通りである。

粉飾訂正前

(百万円)

連結経営指標	H16年3月	H17年3月	H18年3月	H19年3月	H20年3月
売上高	219,484	263,590	325,181	394,859	447,854
経常利益	13,484	16,337	19,429	23,457	24,847
当期純利益	8,520	9,708	11,499	12,770	11,046
純資産額	143,273	153,182	167,862	189,122	198,030
総資産額	226,927	265,318	325,238	387,487	418,013

フタバ産業は、連結売上高で、平成16年3月期の2千億円台から平成20年3月期の4千億円台まで毎期連続増収を達成し、経常利益も、平成16年3月期の134億円から平成20年3月期の248億円まで毎期連続増益である。内部留保も厚く、平成20年3月期末の純資産は1980億円に達している。見事な財務数値はまさに非の打ち所がなく、フタバ産業は、トヨタ系企業に多い好財務・高収益の典型的な優良企業という事になっていた。

ところが、フタバ産業が本年3月10日に公表した内部調査報告書によれば、上記平成16年3月期から平成20年3月期の財務諸表はことごとく嘘で、その粉飾総額は何と1013億円にも上るといっているのである。内部調査報告書による各事業年度の粉飾額を集計すると次の通りとなる。

(百万円)

事業年度	金額
平成16年3月期	821
平成17年3月期	7,230
平成18年3月期	23,694
平成19年3月期	45,947
平成20年3月期	23,668

小計	101,360
平成21年3月期第一四半期	2,073
合計	103,433

そこで、発見された粉飾を修正すると、前述の連結経営指標は様変わりして、本当は次の通りとなる。

粉飾訂正後

(百万円)

連結経営指標	H16年3月	H17年3月	H18年3月	H19年3月	H20年3月
売上高	219,484	263,792	325,523	394,739	447,164
経常利益	12,543	9,465	3,511	1,014	2,222
当期純利益	7,699	2,478	-12,194	-33,176	-12,622
純資産額	142,452	145,131	136,515	111,254	96,212
総資産額	226,029	257,518	300,790	316,465	322,695

訂正財務諸表によれば、フタバ産業は、売上高は2千億円台から4千億円台まで急激な増収となったものの、収益力そのものは年々低下していき、平成18年3月期以降は100億円から300億円の大赤字を出し続けていたということになる。優良企業がある日突然粉飾を自白して赤字会社に転落したのであるから、株価はたまらない。2千円台を維持していた株価は一気に300円台に暴落し、時価総額1千億円超が資本市場から忽然と消えてなくなった。



2. 監査法人の虚偽証明

今となっては間抜けな話ではあるが、フタバ産業の粉飾の可能性が公表されたのは平成20年10月15日のことである。この日、フタバ産業は、「過年度決算訂正の可能性に関するお知らせ」と題するプレス・リリースを公表した。

この中で、フタバ産業は、

“当社は、平成20年9月末に、当社の会計監査人であるあずさ監査法人から、当社の金型・設備に関連する仕掛品及び建設仮勘定の会計処理を再調査し、過年度に亘る訂正が必要な場合は過年度決算訂正を行って欲しいとの要請があり、直ちに社内調査委員会を立ち上げ、事実確認したところ、過年度の決算について修正が必要と思われる会計処理が見つかりました。引続き社内調査を進めているところですが、現時点で判明している原因及び影響額（概算）について下記のとおりお知らせします。”

として、監査法人の指摘に基づく過年度決算の訂正可能性を公表した。このとき公表された粉飾額は、平成18年3月期が50億円、平成19年3月期が70億円、平成20年3月期が125億円の3期合計245億円に留まっていた。

その後フタバ産業は、社内調査による全容解明にやたらと手間取り、そうこうしている内に、平成20年9月中間期の半期報告書の関東財務局に対する提出期限が過ぎ、挙句の果てには、新たに自分で設けた12月12日及び12月25日の公表予定さえも次々と守ることができず、結局、訂正報告書が提出されたのは、年を越した平成21年の3月10日になってしまった。当初公表の245億円の粉飾は、なんと1013億円の巨額粉飾に化けていた。この人たちは、自分でやった粉飾の集計に6ヶ月を要し、その集計過程で最初は気づかなかった粉飾を続々と思い出して、粉飾総額が当初告白額の4倍以上に膨らんだと言うのである。

そうすると、本件粉飾を発見したのが監査法人というのも、何か腑に落ちない気がする。粉飾の実行犯であるフタバ産業自身が内部調査でいくら調べてみても、その全容がすぐには分からず、監査法人に相談しながら、半年もかけてやっとのことで自分のやった粉飾総額が分かったというのである。この話が不自然なのは当然で、本件粉飾を監査法人が発見したというのは実は嘘なのである。あずさ監査法人が平成20年9月中間期の監査意見に行き詰まり、今まで隠蔽してきた過年度の虚偽証明を自白したというのが実情であろう。監査法人のやった虚偽証明なのであるから、いくらフタバ産業が自分を調べてみても、その全容などおそれと分かるはずがない。フタバ産業の1千億円の虚偽記載事件はフタバ産業の粉飾決算事件ではなく、会計監査人であるあずさ監査法人の監査報告書虚偽証明事件である。以下に論証する。

3. 据付調整費の資産性

フタバ産業の公表した内部調査報告書、ならびに、フタバ産業が東京証券取引所に提出した改善報告書によれば、本件1千億円の粉飾の内容は次の通りである。

(百万円)

修正項目	訂正総額	利益影響額
1. 建設仮勘定振替漏れ		
①国内生産用金型	17,887	14,426
②研究開発費	1,425	1,425
③据付調整費	53,762	45,138
小計	73,074	60,989
2. 仕掛品振替漏れ		
①海外子会社	16,874	16,576
②外販溶接機	2,634	2,634
小計	19,508	19,210
3. 固定資産減損		17,806
4. 繰延税金資産		7,661
5. 未修正事項等		-1,157
計		104,510
連結調整等		-1,074
合計		103,435

フタバ産業の1千億円の粉飾の中核は、建設仮勘定に含まれていた据付調整費等の未振替費用609億円と、仕掛品中の原価振替未済192億円にある。この建設仮勘定と仕掛品の資産性が否定され合計801億円の損失が出ると、赤字操業設備が出てきて減損処理が必要となり、そして減損までやると会社全体の将来の課税所得の発生が疑わしいので、だから繰延税金資産の取崩が必要という理屈になっている。すなわち建設仮勘定609億円と仕掛品192億円の粉飾を修正すると、固定資産の減損178億円が付いてきて、固定資産の減損までやるとさらに繰延税金資産の取崩76億円が強制されてしまうのである。そして、その他の修正と修正に伴う連結修正を加減して1034億円の修正総額となり、この内、平成21年3月期の第一四半期にかかる21億円を除いたものが、前述1013億円の粉飾総額となる。

そこで建設仮勘定と仕掛品中の振替漏れの中身が問題となるのであるが、このうち据付調

整費451億円を除く他の4項目は分かりやすい。国内生産用金型178億円は、これらの金型の量産が既に開始されており、建設仮勘定から固定資産に振り替えて減価償却を開始すべきところ、業務量の拡大に経理処理が追いつかず、結果的に振替未済となり減価償却費144億円が過少計上となったものとのことである。試験研究費14億円は、建設仮勘定から試験研究費に振替えるべき14億円が経理処理未済となった。仕掛品中の海外子会社分165億円というのは、外販用金型・設備・検具を海外子会社に売却して売上を計上したものの、対応する売上原価を仕掛品から振替えて計上するのを失念し、外販溶接機26億円もまた、自動車メーカーに販売した外販溶接機の売上原価の振替を失念し、その理由は、要するにすべて業務量の拡大による経理体制の不整備という事になっている。めて合計350億円のチョンボという事になるが、その理由が業務量の拡大による経理体制の不整備という事になると、それでは会計監査人は一体この会社で何をしていたのか？

これに対して据付調整費451億円の問題は奇怪極まりない。内部調査報告書および改善報告書によれば、そもそも据付調整費とは、

“生産のための金型・設備等の使用開始に先立ち行われる、稼動のために要する性能確認・調整等の費用”

であり、本件粉飾で問題となったのは、

“当社において5段階活動と呼ばれる工場改革費用および新規生産準備にかかる試トライ費用”

とのことである。問題とされた据付調整費は、5段階活動あるいは新規生産準備という区分に関わらず、いずれも試トライ費用であり、その費用項目は、材料費、外注部品費、および工数（人件費）から構成されているという。

さて、会社は、これらの試トライ費用を量産開始以前は建設仮勘定に計上し、量産開始時にこれを固定資産に計上する処理をしていたところ、監査法人から試トライ費用全額の費用処理を指摘されたという。もとより固定資産の取得原価は、固定資産の購入代価に付随費用を加算して決定されるのであり、内部調査報告書の説明が正しければ、ここでの据付調整費は固定資産の取得原価に加算されるべき付随費用に該当する。すなわち、フタバ産業の会計処理は企業会計原則に従って適正であるところ、あずさ監査法人が難癖をつけてこれを無理やり粉飾に仕立て上げたというのである。

4. あずさ監査法人の難癖

会社の会計処理とあずさ監査法人の指摘は内部調査報告書および改善報告書に記述されており、その内容にはわかには信じがたいものの、敢えてそのまま抽出すると、次の通りである。

材料および外注部品について

“当社は、各工場へのヒアリングおよび過去の実績値をベースに、合理的と認識する一定の割合を、社内設備取得価額（新規生産準備の場合）あるいは材料仕入高（5段階活動の場合）に乗じて算出していました。なお、当社としてもより正確な区分を行うため、新規生産準備については平成17年度下半期から試トライ材料を納品書で区分しており、5段階活動についても平成20年度より試トライ材料・部品を納品書で区分しています。しかし、監査法人から上記の一定割合の合理性につき疑義が呈され、また、納品書による区分計上についても証憑が不十分であるとして全額期間費用とすべきとの指摘を受けましたので、当社としては期間費用として処理することとしました。”

工数について

“工数については、工場報告作業工数等の記録に基づいて計上していましたが、新規生産準備あるいは5段階活動のための作業か否か証憑上不明確であり、期間費用とすべきとの指摘を受けましたので、それに従って処理することとしました。”

会社は「材料並びに外注部品」について、平成17年上期あるいは平成19年度以前においては、「合理的と認識する一定の割合」を取得価額あるいは材料費に乗じる方法により付加しており、原価計算上これを材料副費の予定配賦という。材料副費の予定配賦は、原価計算基準上当然に認められている一般的な原価計算手法であり、念のため、原価計算基準における該当箇所を示すと次の通りである。

“購入代価に加算する材料副費の一部又は全部は、これを予定配賦によって計算することができる。予定配賦率は、一定期間の材料副費の予定総額を、その期間における材料の予定購入代価又は予定購入数量の総額をもって除して算定する。”（原価計算基準11材料費計算）

“費目別計算において一定期間における原価要素の発生を測定するに当たり、予定価格等を適用する場合には、これをその適用される期間における実際価格にできるだけ近似させ、価格差異をなるべく僅少にするように定める。”（原価計算基準14費目別計算における予定価格等の適用）

さて、そこであずさ監査法人は、平成17年上期あるいは平成19年度以前における会社の材料副費の予定配賦率について、その合理性につき疑義を呈し、また、平成17年下期あるいは平成20年度以降についての会社の材料副費の実際額の集計については、証憑が不十分であるとして全額期間費用とすべきと指摘したというのである。

なるほど、会社の予定配賦率は、“各工場へのヒアリングおよび過去の実績値をベースに、合理的と認識する一定の割合” などという頼りないものであり、その配賦額は取得価額の20%（新規生産準備の場合）、あるいは、材料仕入高の5%（5段階活動の場合）という大きなものとなっている。このように金銭的な重要性があり、その配賦率計算があいまいな予定配賦率について、会計監査人が「その合理性につき疑義」を呈するのは当然のことであるが、ならば、なぜその重大な疑義を過年度の会計監査時に呈していなかったのか？ あずさ監査法人は、平成17年3月期から平成20年3月期までの4事業年度の監査報告書において、会社の材料副費の予定配賦率について重大な疑義をもちながら、そのことに一切言及することなく、無限定適正意見を表明しているのではないか。

会社は、さすがにそれ以前の予定配賦率計算には忸怩足る思いがあったとみえて、平成17年下期あるいは平成20年度以降については納品書の区分による実際額集計へと変更している。また、工数については、もともと工場報告作業等の記録による実工数集計である。それをこの監査法人は、今頃になって、

「納品書による区分計上についても証憑が不十分」

「証憑上不明確」

などと恫喝し、だから、

「全額期間費用とすべき」

と強制したというのである。これは監査法人の詐欺ではないか。

会社の納品書区分が証拠として不十分だと思うのであれば、なぜその時に言わなかったのか？ 作業内容が証憑上不明確なのであれば、その時に言えば良い。その時に言っていれば、会社も会計証憑の作成方法を改善することができた。

また、ここでの証拠が不十分・不明確という監査法人の事実認定は、全額期間費用を強制する理由にはなりえない。会計処理は経済事実を会計原則に従って行なうのであり、ここで経済事象は会計証跡から推定される。ここで仮に会計証跡につきその証憑性が不十分あるいは不明確であるとしても、だからと言って推定されるべき経済事実が存在しなかった事にはならない。本件で据付調整費に材料副費や一定の工数が取得原価の付随費用として発生しているという経済現象は疑いの余地がないところ、この人たちは、その証憑が不十分あるいは不明確だからと言って、材料副費や一定の工数が付随費用としては発生しなかったものとして扱わなくてはならないというのである。

しかもこんなことを言い出したのは、この人たちが「証憑が不十分」とか「証憑上不明確」だという会計処理をテンコ盛りに含む平成17年3月期、平成18年3月期、平成19年

3月期、および、平成20年3月期の財務諸表に対して、無限定適正意見を出した後なのである。

これらの監査意見には、

「当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。」

と明記されている。あずさ監査法人は平成17年3月期から平成20年3月期にかけての監査報告書に、

「合理的基礎を得た」

という嘘をついて、今頃になって、

「合理的基礎がない」

などと言い出したのである。この人たちは監査法人である以前に、公認会計士あるいは会計人としての職業倫理を喪失している。

5. 虚偽証明の犯意

内部調査委員会とは別に組成された外部調査委員会の外部調査報告書によれば、本件粉飾の発端は次の通りとされている。

“過年度決算訂正の発端となったのは、監査法人が、平成20年3月期監査において、建設仮勘定の明細書の提出を求めたが、会社から提供がなされなかったことによる。そして、そこから、金型についても明細を求めたところ、仕掛品勘定と建設仮勘定の不適切な処理が判明し、訂正報告書を提出するに至ったとのことであった。”

フタバ産業は、平成20年10月15日のプレス・リリースで、平成20年9月末に監査法人から粉飾指摘があった旨を公表しているが、それは嘘で、あずさ監査法人は遅くとも平成20年3月期の監査時点で本件の粉飾を知っていたことになる。従って、あずさ監査法人は、少なくともフタバ産業の平成20年3月期の財務諸表に対して無限定適正意見を表明する事はできない。あずさ監査法人は、フタバ産業の平成20年3月期の財務諸表が不適正であることを知りつつ、これに無限定適正意見を表明した。これを監査報告書の虚偽証明と言う。当然に刑事罰を伴う重罪である。

あずさ監査法人の本件粉飾決算に対する対応には、外部調査報告書において次のような厳しい批判が行われている。外部調査委員会はあずさ監査法人の関与者らに対する独自の事情聴取を行った上でこの外部調査報告書を提出している。あずさ監査法人は黙して語らないが、一体この批判にどう答えるつもりか？

“監査法人の指摘は、「5段階活動費自体の資産性は認めることができるが、費用の把握の証憑が保存されていないため、金額の妥当性について検証ができない。従って、カイゼン活動と同様に期間費用として会計処理すべきである。」というものである。この指摘が事実とするならば、監査法人は5段階活動に関するフタバ産業の会計処理を適法なものであったと認めつつ、その処理を裏付ける会計証憑が保存されていないことのみを理由として、過年度の訂正報告を求めたことになる。”

“しかしながら、それは過年度の決算において、5段階活動費の適切な会計処理の前提となる会計証憑と照合することなく監査意見を表明していたことを意味するのである。監査法人が実施した過去の監査手続において、会計証憑の保存を確認しその照合手続を怠ってさえいなければ、5段階活動費に関しては、訂正処理する必要はなかったとも考えられる。”

これでは捜査当局もフタバ産業の巨額粉飾決算の刑事立件を行なうことなどできない。本件粉飾が動かないとしても、フタバ産業には犯意が全く認められないからである。刑法第38条は、「罪を犯す意思がない行為は、罰しない」と定めている。

フタバ産業の主張によれば、据付調整費以外の粉飾は、業務量の拡大による経理体制の不整備を原因とするチョンボに過ぎないのであり、何も利益を水増しするために意図的に行われたわけではない。しかもその350億円にも上る巨額チョンボは、監査法人でさえか5年以上の長期にわたり気づかなかった。フタバ産業にとって据付調整費はなお有利で、フタバ産業自身、現在でもこの会計処理が会計原則違反とは露ほども思っていない。フタバ産業は、監査法人が一旦適正と認めた据付調整費の会計処理を、その当の監査法人の後出しの難癖による証憑不備で、不当に訂正させられたと言っている。こんなもので起訴しても公判維持さえできない。

そこで、なぜあずき監査法人は平成20年3月期の財務諸表に対して虚偽証明をやってしまったかという点、それは同様の状況で平成19年3月期も適正意見を出しているからで、元を質せばこの監査法人は、平成17年3月期からずっと、「意見表明のための合理的な基礎」を得ることなく、無限定適正意見を儀礼的に出し続けていたからに他ならない。

本件粉飾の対象は建設仮勘定と仕掛品にあり、フタバ産業の業態と財務諸表の構成を見れば、建設仮勘定と仕掛品が重要な監査項目である事は疑いの余地がない。したがって、建設仮勘定と仕掛品は重点的な監査手続きが適用されなくてはならないところ、この人たちは、両勘定に含まれている350億円もの振替処理未済を4年間にわたり一切チェックせず、ただでさえか金額が大きく不透明な537億円にも上る据付調整費の会計証憑を、こ

れまた4年間にわたり照合しなかったというのである。あずさ監査法人は、この間中間決算と本決算で合計8回の監査報告書提出の機会があったのであり、その機会のことごとくに嘘をつき続けてきた。従って、あずさ監査法人は、本件1千億円の虚偽証明につき明らかな犯意を有する。

あずさ監査法人がフタバ産業からせしめた監査報酬は、平成17年3月期が29百万円、平成18年3月期が30百万円、平成19年3月期が31万円、そして、平成20年3月期が46百万円である。4年間で1億36百万円の金だけもらって重要な監査手続きもせず、監査報告書に「意見表明のための合理的な基礎を得た」などと嘘をついては、1千億円を超す粉飾財務諸表に対して、4事業年度にわたり無限定適正意見による虚偽証明を出し続けた。こんな監査法人はいらない。

2009年7月13日 公認会計士 細野祐二